

この掲載情報は、平成19年に発行されたものです。
 「平日夜間の窓口延長」は令和2年4月20日から実施しておりません。
 「戸籍専用ポスト」は笠間支所移転に伴い廃止されています。

休日と平日夜間の窓口サービス

4月1日から、窓口サービスの延長時間が次のとおり変更になりました。

日曜日	火曜日	水曜日	木曜日
午前8時30分～ 正午	午後5時30分 ～7時30分	午後5時30分 ～7時30分	午後5時30分 ～7時30分
本所 ・市民課 (諸証明の発行の み)	岩間支所 ・市民窓口課 (戸籍・住民票) (印鑑証明関係) (国保関係)	本所 ・市民課 ・保険年金課 ・税務課 ・納税課	笠間支所 ・市民窓口課 (戸籍・住民票) (印鑑証明関係) (国保関係)

※お住まいの地区に関係なく、いずれの窓口でもご利用になれます。

※これまで窓口延長時に取り扱っていた福祉など上記以外の業務は、本所・各支所とも取扱いを終了しました。4月1日以降は、通常時間内のみの受付となります。

※国民健康保険税以外の納税や税相談は、本所(水曜日)のみの取扱いとなります。

問合せ先: 本所 市民課(内線147)

笠間支所の夜間警備について

- 4月1日から、笠間市役所笠間支所の夜間警備が、警備員常駐による警備から機械警備へ移行しました。
これに伴い、午前8時30分から午後5時30分の開庁時間以外は、原則として庁舎への入庁ができません。(木曜日の窓口延長時は、午後7時30分までとなります。)
- 夜間に笠間支所へ電話をかけた場合は、本所の警備室につながります。また、会議等を行う場合は、主催する担当課の職員が対応いたします。
- 夜間の婚姻届や出生届など、戸籍に関する届出につきましては、日直室前に戸籍専用ポストを設置してありますので、こちらをご利用ください。
- 現行の土・日曜日、祝日等に行っている日直業務は、今までどおり行います。
(午前8時30分～午後5時30分)

問合せ先: 笠間支所 地域総務課(内線72172・72173)